# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認福井地方第三者委員会分

1	今回の	あっ	ナム	楽	の概要	歹

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 1件

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年1月から同年3月までの期間、45 年4月から 49 年 12 月までの期間及び 60 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月から同年3月まで

② 昭和45年4月から49年12月まで

③ 昭和60年10月から同年12月まで

私は、平成 20 年 3 月に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、 申立期間①、②及び③の国民年金保険料が未納となっている旨の回答を 受けた。

私は、昭和45年から49年までの国民年金保険料を滞納していたが、50年ごろに自営の商売が順調になってきたので、保険料の納付を再開したところ、広報又は広告で過去の保険料が納付できることを知り、A区役所B支所で相談を行うとともに、申立期間①及び②に係る保険料を一括して納付した。

また、申立期間③当時、金融機関で口座振替により定期的に国民年金 保険料を納付していたにもかかわらず、3か月間の未納期間があること に納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を一括して納付したとする昭和 50 年ごろは、第2回特例納付が実施されている時期であり、当該時期に特例納付に係る巡回相談が区役所の支所で実施されたことが区の広報誌で確認できる。

また、申立人は、区役所の支所で相談を行うとともに、滞納していた保

険料を一括して納付したと主張しているところ、巡回相談時には、特例納付及び過年度分の保険料の納付書が即時発行される上、同時に保険料も納付することが可能であったことが当該巡回相談を担当していた関係者の証言が得られるなど、申立内容の全体を通じて申立人の主張に不合理な点はみられない。

申立期間③については、3か月と短期間であるとともに、申立期間③の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更が無い上、申立人は、満60歳に到達する時点まで申立期間③を除き(申立期間①及び②を除く。)、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

社会保険事務所で年金記録を照会したところ、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料が未納となっている旨の回答を受けた。

申立期間のころ、町内で国民年金の説明会が開催され、私が説明会に参加し国民年金の加入を判断した。また、説明会の直後に来訪した集金 人に妻が夫婦の保険料を一緒に納付していた。

当時、長女の保育料の減額(2歳児保育から3歳児保育となったことによる)があり、保育料の減額と国民年金の保険料が同じであると妻と話した記憶があるので、保険料の納付は保育料が減額された昭和38年4月からであると思うので調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金 手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月以降の国民年金加入期間につ いて、申立期間に係る一部を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していた申立人の妻については、 国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月以降、申立期間に係る一部を除いて 60 歳に到達する時点まで国民年金保険料をすべて納付して おり(第3号被保険者期間含む。)、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、A市への照会結果から、申立人が居住していた地区において、 昭和37年9月から集金人による国民年金保険料の収納制度が開始されたこ とが確認できる。

加えて、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 10 月 25 日に夫婦連番で払い出されていることが確認できる。この国民年金手帳記号番号の前後 21 名(申立人夫婦含む。)について社会保険庁のオンライン記録を検索したところ、申立人が居住していたB区C地区の居住者 12 名中 9 名が年度当初の昭和 38 年 4 月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人及びその妻も同様に当該年度当初から国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

社会保険事務所で年金記録を照会したところ、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料が未納となっている旨の回答を受けた。

申立期間のころ、町内で国民年金の説明会が開催され、夫が説明会に参加し国民年金の加入を判断した。また、説明会の直後に来訪した集金 人に私が夫婦の保険料を一緒に納付していた。

当時、長女の保育料の減額(2歳児保育から3歳児保育となったことによる)があり、保育料の減額と国民年金の保険料が同じであると夫と話した記憶があるので、保険料の納付は保育料が減額された昭和38年4月からであると思うので調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金 手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月以降、申立期間に係る一部を 除いて 60 歳に到達する時点まで国民年金保険料をすべて納付しており(第 3 号被保険者期間含む。)、納付意識が高かったものと考えられる。

また、A市への照会結果から、申立人が居住していた地区において、昭和 37 年 9 月から集金人による国民年金保険料の収納制度が開始されたことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立 人の国民年金手帳記号番号は昭和 38 年 10 月 25 日に夫婦連番で払い出され ていることが確認できる。この国民年金手帳記号番号の前後 21 名 (申立人 夫婦含む。)について社会保険庁のオンライン記録を検索したところ、申立人が居住していたB区C地区の居住者 12 名中9名が年度当初の昭和 38 年4月から国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人及びその夫も同様に当該年度当初から国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 福井国民年金 事案 138 (事案 31 の再申し立て)

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 10 月から 39 年 3 月までの期間、45 年 1 月から同年 7 月までの期間及び 46 年 7 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から39年3月まで

② 昭和45年1月から同年7月まで

③ 昭和46年7月から54年12月まで

A町に転居した昭和54年以降において、A町役場から、国民年金保険料を納付するよう勧奨の電話があり、納付時期ははっきり覚えていないが、54年から57年までの期間に、国民年金保険料として47万円から48万円をA町役場の収納窓口で納付した。その後、自分が経営する事業所に出入りしていた金融機関の行員から融資の話があり、以前に納付した国民年金保険料の補てんを念頭に融資を申し込み、100万円を借り入れた。

最近、その時の行員の名前を思い出し、当該行員に当時の融資の件について確認したところ、証言が可能であるとの回答が得られ、併せて元妻の証言書も提出するので、再調査してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③の期間に係る申立てについては、A町役場及び社会保険事務所が保管する台帳から、申立人がA町の国民年金被保険者として昭和56年9月以降に保険料納付を開始できることがうかがえるが、この時点は特例納付実施期間外であり、また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情等も見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年4月9日付けで年金記録の訂正は必

要でないとする通知が行われている。

しかしながら、その後、申立人が記憶を再整理したところ、A町転入後 同町役場から、このままでは将来、無年金者となるので国民年金保険料を 納付するよう督励の電話を受け、数日後、同町役場に相談に行き、B銀行 ㈱C支店で一括納付保険料相当額の現金を引き出し、役場の収納窓口で納 めたことなど、国民年金保険料の納付に至る経緯を詳細かつ具体的に供述 するに至った。一方、A町役場は、特例納付実施期間中において電話によ る納付督励を行うとともに、当該役場の窓口に社会保険事務所の納付書を 配備していた時期があった旨説明しており、申立人の主張に不自然さはう かがえず、納付したとする時期は特例納付実施期間内である。

また、社会保険事務所が昭和57年2月に申立人に交付した厚生年金保険被保険者期間回答書において、申立人の厚生年金保険期間の記録が明らかとなっていることが確認でき、同回答書交付以前に国民年金保険料を一括納付した場合、申立期間に含まれていない厚生年金保険加入期間の一部である45年8月から46年6月までの期間についても国民年金加入期間として試算すると、一括納付に要する保険料額は約48万円となり、申立金額とほぼ一致するほか、申立人から新たに申立てのあった銀行融資について、担当した行員から申立内容の一部を裏づける供述も得られた。

さらに、昭和54年に自宅を新築し、申立人が、同年2月9日にA町役場に申立人夫婦の住民異動届を提出したとしているところ、申立人の元妻のみが54年2月13日にD市からA町への国民年金被保険者名簿上の転入処理がなされ、申立人については2年遅れの56年9月7日に転入処理が行われているほか、申立人は、平成3年5月5日にA町からD市に転入しているが、D市の国民年金被保険者納付記録票では、申立期間②の一部である昭和45年1月から同年3月までが納付済みと記録されていることが確認できるなど、行政機関の納付記録の管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年4月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年10月まで

社会保険庁の年金記録が社会問題になったので、社会保険事務所で自 分の年金記録を調べたところ、国民年金加入期間の中に保険料が未納と なっている期間がある旨の回答を受けた。

昭和59年10月に事業所を退職した後、私は、市役所の出張所で国民年金の再加入手続を行い、60年11月に再就職するまで国民年金保険料を納付していた。

私は、これまで社会保険料や税金を適切に納めてきたので、国民年金 保険料についても、すべて納付されているはずであり、未納期間がある ことに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の妻は、国民年金制度が発足した昭和 36 年4月から満 60 歳に到達する時点まで、厚生年金保険被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上(第3号被保険者期間を含む。)、付加保険料も納付(72 か月)しているなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人及びその妻は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行い保険料を納付してきているところ、納付意識が高い申立人とその妻が、申立人の申立期間に係る保険料を未納とするのは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

# 福井厚生年金 事案 132

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和 30 年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から同年10月13日まで 平成20年8月に社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したと ころ、申立期間についてA株式会社における厚生年金保険被保険者期間 となっていない旨の回答を受けた。

私は、A株式会社B支店から本店への転勤に伴い、昭和30年9月1日に資格喪失されているが、24年3月に入社以来、43年12月31日に退職するまで同社に継続して勤務しており、1か月の未加入期間があることに納得がいかないので調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和 30年9月1日にA株式会社B支店から同社本店へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 10 月の社会保険 事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 福井厚生年金 事案 133

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額は、同年9月から37年7月までの期間を4,000円、37年8月から同年9月までの期間を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和20年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から37年10月1日まで 社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について厚生 年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

私は、中学校卒業直後の昭和 35 年 3 月 26 日にA株式会社に入社し、 42 年 1 月 13 日に同社を退職するまで同社工場 2 階の寮に寄宿し継続して勤務していた。

私と同時期に入社した同僚は、昭和 35 年9月1日に資格取得しているのに、私の資格取得日が 37 年 10 月1日となっているのは納得がいかない。入社した 35 年4月及び同年 10 月に慰安会で同僚と撮影した写真があり、申立期間当時、勤務していたことは間違いないので調査をお願いしたい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA株式会社の慰安旅行の写真及び複数の同僚等の 証言から、申立人が昭和 35 年の3月末日ごろから、A株式会社に継続し て勤務していたことが認められる。

また、申立期間当時の事業主の息子及び元専務は、「申立人と同一時期 に入社した他の従業員と申立人を同様に取り扱っていたので、申立人と 同一時期に入社し同様の業務内容に従事した従業員と同一時期(昭和 35年9月9日に資格取得)に厚生年金保険に加入させていたと思われる。」旨の回答をしていることから、申立人の厚生年金保険の資格取得日は同僚と同じ昭和 35年9月9日であると考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 35 年9 月9日から 37 年 10 月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、同期入社で同じ業務に従事していた同僚の標準報酬月額から、昭和 35 年9月から 37 年7月までの期間を 4,000 円とし、38 年2月の社会保険事務所の記録から 37 年8月から同年9月までの期間を 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 44 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和20年生

住 所:

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から44年10月まで

私が結婚後の昭和 42 年 6 月ごろ、町内の役員から国民年金の加入を 勧められ、国民年金に加入することにした。

私は、町役場に国民年金加入の書類を提出した覚えが無いが、町内の役員が国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、町役場から1枚のカードのようなものが交付されてきた。そのカードの一番上に年金番号が記入され、全体にマス目が印刷されており、私が、毎月、集金人に保険料を納めると、スタンプで納付日をカードに押印し領収の証となっていた。

私は、平成4年の引越しの際、領収カードを紛失してしまったが、申 立期間について保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び町が管理する国民年金被保険者納付記録票を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月7日に払い出されており、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した同年5月1日に資格取得していることが確認できる。この払出日を前提にした場合、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、町役場に国民年金加入の書類を提出した覚えが無いが、町内の役員が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を集金人に納めていたと主張しているところ、当該町役場は、「申立期間当時、

町内の役員に国民年金の加入を依頼しても、本人が国民年金被保険者資格取得届(申出)書を町役場に提出する必要があった。」と回答しており、申立期間当時、当該町役場において申立人が主張するような国民年金の加入手続に係る取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間当時(昭和 40 年 12 月から 44 年 12 月までの期間)の 国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認すること ができない上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する 記録も確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 6 月から 55 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月から55年8月まで

私は、社会人になったときから年金に加入するのが義務だと思っていたので、昭和 54 年 6 月に会社を退社してすぐに、未加入期間を作らないよう、国民年金の加入手続を市役所で行ったことを覚えている。

私は、市から送られてきた納付書を金融機関に持参し、納期限までに 国民年金保険料を納めていたのに、申立期間が未加入期間となっている ことに納得がいかない。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年6月に国民年金への加入手続を行ったと主張しているが、社会保険庁が管理する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年10月28日に払い出されており、資格取得日は同年9月8日で、被保険者種別は任意加入であることから、申立期間は、未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する国民年金手帳に記載されている資格取得日は、 社会保険庁及び市町村の記録と一致しており、行政機関の記録管理に不合 理な点はみられない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録が無い上、申立期間について国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年1月から 48 年3月までの期間及び同年 10 月から 49 年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和15年生

# 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から48年3月まで

② 昭和48年10月から49年3月まで

私は、平成 20 年に社会保険事務所で国民年金の納付記録を照会した ところ、申立期間について未納であるとの回答を受けた。

昭和 50 年の春か夏ごろに、自宅に訪ねて来た市役所(又は、社会保険庁)の職員二人に、A市に住んでいたころに未納だった国民年金保険料を納めるように強く言われ、どのように納めたかについて詳しく覚えていないが、私が夫婦二人分の保険料を納付したように記憶している。

私が夫婦の国民年金保険料を一緒に納めていたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間について夫の保険料のみが納付済みで、私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人及びその夫の国民年金保険料を一緒に納付していることから、申立期間についても、夫と同様に申立人の保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間の保険料の納付状況を具体的に記憶していないため、保険料の納付金額等が不明である。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、いずれも昭和 50 年 4月に払い出されており、夫婦共に 49 年 4月分の保険料からさかのぼって納付していることが確認できる。この時点において、申立人の夫は、60 歳まで保険料を納付したとしても、老齢年金の支給要件(保険料納付済期間

と保険料免除期間とを合算した期間が 25 年 (300 か月) 以上) を満たすことができないため、申立人より 5 歳年上であるその夫の保険料のみを、申立人が昭和 50 年 12 月に特例納付及び過年度納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人及びその夫には、A市在住中の昭和36年9月に別の国民年金手帳記号番号(昭和58年2月に重複取消の処理が行われている。)が払い出されているものの、48年7月にB市(現在は、C市)に転居後は、前述の50年4月に払い出された国民年金手帳記号番号により保険料を納付していることから、A市在住中の記号番号により納付したとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

# 福井厚生年金 事案 134

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から45年まで

② 昭和 45 年から 47 年まで

私は、申立期間①について、A事業所で、申立期間②について、B㈱で従業員として働いていた。当時、私は、両社から健康保険証を受け取っており、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について調査してほしい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務場所及び業務内容などを詳細に記憶していることからA事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間①の事業所は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記載が無い上、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において同事業所名で確認を行ったものの、適用事業所としての記録が無いため、当時の事業主及び同僚の連絡先が不明であり、同事業所の状況や申立人の勤務状況等については確認することができなかった。

申立期間②について、雇用保険の加入記録から、申立人がB㈱に勤務していたことが確認できる。

しかし、元事業主は、「B㈱は、既に廃業しており、申立期間当時の関係書類は廃棄済みである。」と回答している。

また、申立人が挙げた元上司についても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

さらに、社会保険事務所が管理する当該事業所に係る健康保険厚生年金

保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無い上、整理番号に欠番 もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当 する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。